

令和 4 年 2 月 4 日
鹿 児 島 県

環境放射線モニタリングポストの配置等の見直しについて

1 見直しの経緯

環境放射線モニタリングポストについては、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ、平常時から緊急時までの一体的なモニタリング体制を構築するため、現在、国の交付金を活用し、100局設置している。（平常時：67局、緊急時：33局）

国から、平成30年に「平常時モニタリングについて」、平成31年に「モニタリングポストの設置に係る国の考え方」が示されたことから、これらの考え方等に基づき、モニタリングポスト配置等を見直し、令和4年度以降の測定機器の更新に併せて、平常時モニタリングポスト40局を緊急時モニタリングポストへ段階的に変更する計画としている。

2 見直しの内容

(1) モニタリングポストの区分・設置数

年 度	平成29年度末～	令和4年度末～	令和5年度末～	令和9年度末～
平常時	67	42	36	27 (－40)
緊急時	33	58	64	73 (+40)
合 計	100	100	100	100

() 内は平成29年度末との比較

※ 令和4年度は、平常時モニタリングポストのうち25局について、測定機器を変更して緊急時モニタリングポストとして更新。

(2) モニタリングポストの設置場所

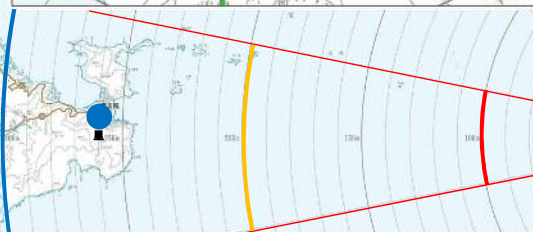
平常時モニタリングポスト40局のうち9局については、緊急時モニタリングポストに変更する設置場所を変更。

※ 令和4年度は、緊急時モニタリングポストとして測定地点が近接する3局を移設。

(3) UPZ外（甕島）のモニタリングポスト

甕島のUPZ外の3局については、令和4年度、固定式の平常時モニタリングポストから可搬型の緊急時モニタリングポストに変更。

現在(R4. 2)



■ 第5測定局(33局) 【検出器:電子線量計】



見直し案(R9)

